



山形県公報

平成29年12月22日（金）
第2905号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…1221
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…1222
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…1223

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会12月定例会の招集……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 海区漁業調整委員の解職請求に必要な有権者数……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（最上総合支庁総務課）…同
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員）…1224

## 告 示

### 山形県告示第844号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類 | 指定年月日        |
|------------------------|---------------------------|---------|--------------|
| シャインSKY株式会社            | シャイン下条<br>山形市下条町三丁目13番14号 | 通 所 介 護 | 平成29. 11. 27 |

### 山形県告示第845号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                        |                            |          |             |
|------------------------|----------------------------|----------|-------------|
| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類  | 廃止年月日       |
| 医療法人篠田好生会              | 篠田訪問看護ステーション<br>山形市桜町2番68号 | 居宅療養管理指導 | 平成29. 11. 1 |

**山形県告示第846号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                          |                            |                  |             |
|--------------------------|----------------------------|------------------|-------------|
| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類          | 廃止年月日       |
| 医療法人篠田好生会                | 篠田訪問看護ステーション<br>山形市桜町2番68号 | 介護予防居宅療養<br>管理指導 | 平成29. 11. 1 |

**山形県告示第847号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年12月22日から平成30年1月5日まで縦覧に供する。

平成29年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|---------------------------------------|------|--------------------|--------|
| 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班ハ小班から<br>同 まで | 旧    | 54.8メートル<br>} 30.6 | 49メートル |
| 同 上                                   | 新    | 56.0メートル<br>} 30.6 | 同 上    |

**山形県告示第848号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年12月22日から平成30年1月5日まで縦覧に供する。

平成29年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班ハ小班から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成29年12月22日

**山形県告示第849号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年12月22日から平成30年1月5日まで縦覧に供する。

平成29年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 舟形大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町舟形字大堀574番16から  
同 2079番5まで  
最上郡舟形町舟形字大堀2079番1から  
同 宮田586番29まで
- 3 供用開始の期日 平成29年12月22日

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第15号**

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

平成29年12月22日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 誠 渉

- 1 招集の日時 平成29年12月25日（月） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県教員「指標」の策定について
  - (2) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について
  - (3) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について
  - (4) 教職員の人事について

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第97号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、267人である。

平成29年12月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成29年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成29年11月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人あっとほーむ太陽
  - (2) 代表者の氏名  
山科 陽子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
最上郡戸沢村大字名高1347番地16
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域に対して、福祉に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から平成29年9月15日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成29年12月22日

|         |         |
|---------|---------|
| 山形県監査委員 | 伊 藤 重 成 |
| 山形県監査委員 | 鈴 木 孝   |
| 山形県監査委員 | 武 田 一 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 藤 香   |

| 監 査 対 象 機 関 | 指 摘 事 項               | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 危機管理課       | 支出事務が適切でないものがある。      | 長期継続契約や年間支払契約について、事務執行チェックシートの再確認・徹底を行い、業務総括者がシートを管理する。<br>また、週1回は係内ミーティングを実施するとともに、支払業務について随時、業務管理者に報告する。業務管理者も随時声掛けして状況を把握する。                                                                                                                                                             |
| 食品安全衛生課     | 補助金等の交付事務が適切でないものがある。 | 補助金の交付事務手続を適切に実施するため、事務の執行状況を的確に管理できるように事務の改善や補助事業者に対する指導を行い、改善を図る。<br>1 事務執行チェックシートの改善<br>(1) 事務手続の項目に「検査」を追加した。<br>(2) 「額の確定通知」の項目の欄に、「実績報告日から1箇月以内の通知を目途に通知」をする旨追記し、期限を設定した。<br>(3) 所属長、業務総括者、業務管理者の確認欄を設け、情報共有を行うこととした。<br>(4) 事業者ごとに事業スケジュールが異なるため、事務手続が錯綜する恐れがあることから、事業者ごとに作成することとする。 |

|        |                                                  |                                                                                                                                                            |
|--------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                                                  | <p>2 補助事業者に対する指導</p> <p>速やかな額の確定を行うため、補助事業者に対し実績報告書の提出に係る留意事項等を示した事務連絡を通知した。また、実績報告書提出前の対応として、担当者会議においても周知を行う。</p>                                         |
| 産業政策課  | 財産の管理が適切でないものがある。                                | <p>財産の現況把握については、出捐先法人と県との間で、基金運用管理の考え方の相違があったことから、関係者間で協議を行い、考え方の統一を図った。</p> <p>今後、統一された考え方により整理した基金残高に合わせて、公有財産台帳の整備を行っていく。</p>                           |
| 子育て支援課 | 支出事務が適切でないものがある。                                 | 請求書提出が遅延している場合には適切に催促を行うほか、当該事務処理について記録する。                                                                                                                 |
|        | 補助金等の交付事務が適切でないものがある。                            | 平成28年度までは、施設からの請求書を徴収して支払を行っていたが、平成29年度からは、額の確定をもって支払を行うよう改める。                                                                                             |
| 市町村課   | 前年度会計の監査で注意した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。 | <p>電子決裁のチェック体制を更に強化することとし、旅費担当による電子決裁の確認及び声掛けを週1回以上行うとともに、出張の2、3日後に旅費担当及び上司による復命登録等の声掛けを行う。</p> <p>また、週1回の朝礼の際に、職員に対して、朝礼後に必ず電子決裁を確認するという習慣付けを促すこととする。</p> |
| 障がい福祉課 | 支出事務が適切でないものがある。                                 | 支出事務に当たっては、関係規則等を遵守するとともに、支払遅延を防止するため、年間契約等により定期的に支払を要する一般需用費、役務費、使用料及び賃貸料に係るチェックリストを作成し、複数職員による確認体制を強化するなど、適切な支出管理の徹底を図ることとした。                            |

平成29年12月22日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成29年12月22日発行 発行人 山 形 県